

**令和7年度 第2次沼津市環境基本計画（中間見直し）策定業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領**

1 趣旨

本実施要領は、「令和7年度 第2次沼津市環境基本計画（中間見直し）策定業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本実施要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

なお、本プロポーザルは、令和7年度沼津市一般会計予算の成立を前提に行う準備行為であり、予算が成立されない場合は、契約等を行わないものとする。

2 契約の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 令和7年度 第2次沼津市環境基本計画（中間見直し）策定業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和7年度 第2次沼津市環境基本計画（中間見直し）策定業務委託 公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 契約金額 | 提案限度額 4,275,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 生活環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室
〒410-8601静岡県沼津市御幸町16-1 沼津市役所内
担当 吉田、長倉
電話 055-934-4741（直通）
FAX 055-934-2536
E-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後、契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けてい

る者を除く。)

- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 業務遂行の品質保証ができる認証（ISO9001）を有しない者
- (7) 令和元年度以降において、同種業務（環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画区域施策編。アンケート調査業務のみの実績は除く。）の実績を有しない者
- (8) 配置予定管理技術者が技術士（環境部門：環境保全計画）の資格を有しない者

5 契約候補者選定スケジュール

内 容	期 間
募集開始	令和7年2月21日（金）ホームページに掲載
質問受付	令和7年2月26日（水）17:00までに電子メールで（必着）
質問の回答	令和7年2月28日（金）までにホームページに掲載
参加申込及び企画提案書等の提出	令和7年2月21日（金）から 令和7年3月14日（金）17:00まで（必着）
プロポーザル参加承認通知	令和7年3月17日（月）までに電子メールで
選考会（書類審査）	令和7年3月下旬
選定結果の通知	令和7年3月下旬
契約締結	令和7年4月上旬予定

※ 本プロポーザルの説明会は実施せず、書類選考にて行う。

※ 公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※ 上記のスケジュールは変更となる可能性がある。（変更後のスケジュールは沼津市ホームページで随時公開）

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

本業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザル参加申込書の提出及び企画提案書の提出

本手続は、参加申込及び企画提案書等の書類を同時に提出するものである。

(1) 提出期限

令和7年2月21日（金）から令和7年3月14日（金）17:00までとする。

(2) 提出方法

下記の書類を用意し、持参または郵送にて「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、⑤⑪⑫⑬は不要である。

また、持参による場合は、事前に「3 問い合わせ・書類提出先」へ連絡すること。なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても、今後不利な扱いを受けることはない。

(3) 提出書類

①参加申込書1部（様式1）

②会社概要（様式任意、パンフレット等でも可）1部

③同種業務実績表5部（様式2）

④記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書又は仕様書の写し）

⑤暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書1部（様式4）

⑥企画提案書提出届1部（様式5）

⑦企画提案書5部（日本工業規格A4で様式自由）

⑧工程表5部（様式自由）

⑨見積書（押印不要）1部（様式自由）

※見積金額は消費税及び地方消費税（10%）を含む額とし、提案限度額以下の金額とすること

⑩実施体制調書5部（様式6）

⑪財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）1部

⑫登記簿謄本等 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）

・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し

・個人事業主の場合は、代表者身分証明書の写し

⑬納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）各1部

（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）

ア沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

イ沼津市固定資産税納税証明書（最新のもの）

ウ国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

⑭IS09001マネジメントシステム登録証の写し

⑮技術士登録等証明書で、「環境部門：環境保全計画」の記載があるものの写し

(4) 提出書類に関する注意事項

企画提案書の提出書類は、以下の点に注意して作成すること。

- ① 「7(3)提出書類」のうち、⑦～⑩については、すべて自社名（ロゴマーク等を含む。）を入れないこと。（入っている場合は受け付けない）
- ②提出書類は、日本工業規格A4で作成する。A4以外のサイズを用いる場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- ③企画提案書は、10ページ以内で作成すること。
- ④企画提案書は、見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に記載し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ⑤本業務委託の目的を達成するため、提案限度額の範囲で、できうる限りの提案を示すこと。また、本件の受託者選定において、プロポーザルを採用する点にかんがみ、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- ⑥見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑦提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

8 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず、プロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 選考

(1) 選考方法（書類審査）

企画提案書等提出書類の内容を基に、「令和7年度 第2次沼津市環境基本計画（中間見直し）策定業務委託契約候補者選定委員会」において総合的な評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

10 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参

加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申込及び企画提案書等の提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

12 契約

市は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約候補者の提案のもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下に規定するものに該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は、次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認しておくこと。

(ホームページ>事業者のみなさんへ>入札情報・契約>建設工事関連業務以外の委託>「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかったとき

本プロポーザルにかかる契約は、令和7年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する

る部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

(1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 企画提案力	① 本業務に対する基本的考え方が具体的かつ適切か	10	40
	② 本業務の趣旨を的確に理解し、公募仕様書で定められた業務内容について、すべて網羅された適切な提案となっているか	10	
	③ 策定の視点や方向性について、現計画や本市の特性・課題を踏まえた提案となっているか	20	
(2) 業務遂行能力	④ 配置予定者の専門性は十分か	15	60
	⑤ 同種業務の実績は十分なものか	15	
	⑥ 事業を円滑に進められるような体制であるか ・ 不測の事態にも対応できる体制であるか ・ 委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	10	
	⑦ 業務遂行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10	
	⑧ 見積書の価格は、提案内容に対して適当か	10	
		100/100	

※ただし、合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。